

近世における山割に関する歴史地理的研究

—奈良盆地東北縁の鉢石山の場合—

野 崎 清 孝*

A Historico-geographical Study on the Division of
Common Forest in the Edo Era

—In the case of Hachiishi-yama on the north-eastern
corner of the Nara basin—

Kiyotaka NOZAKI

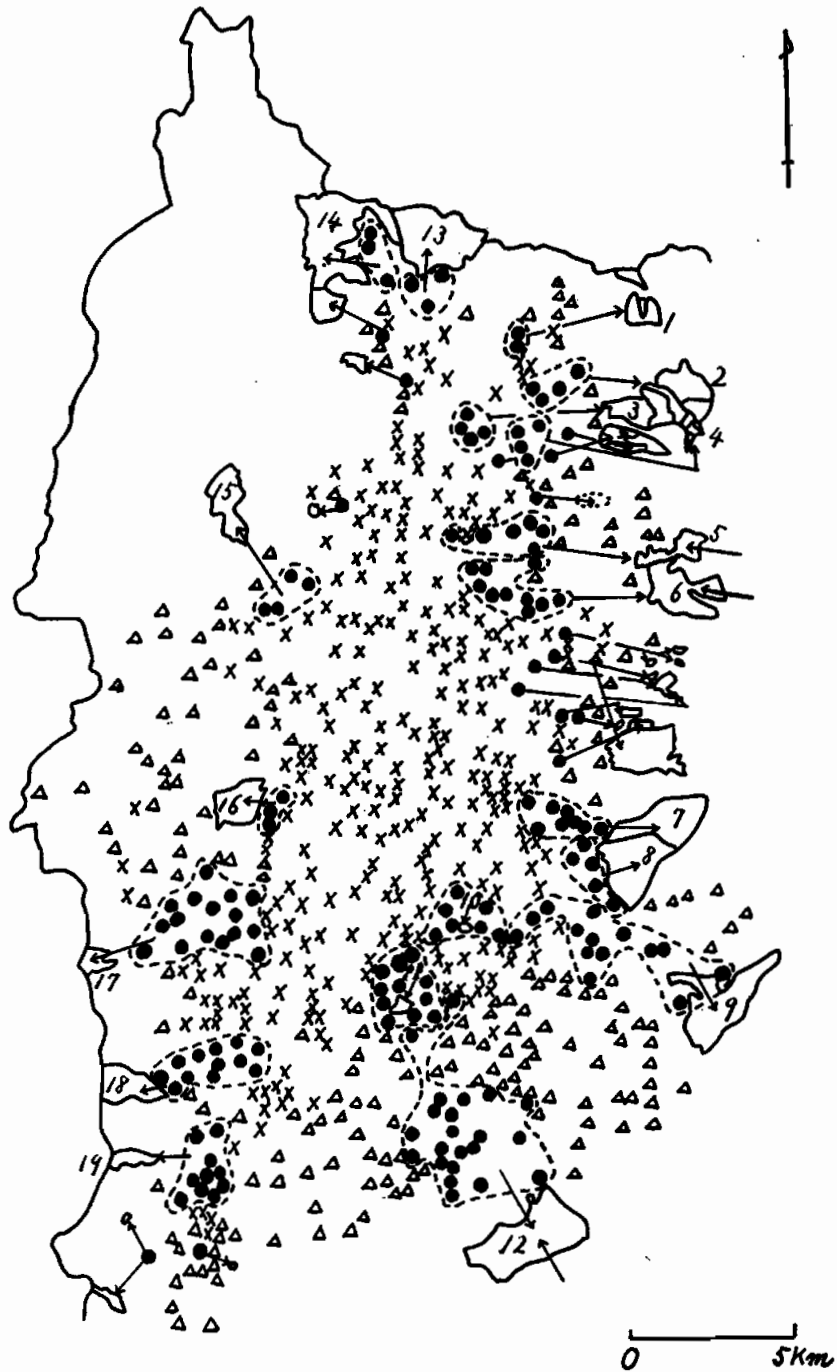
(1973年9月28日受理)

はじめに

近世の山林原野は秣・刈敷肥料,さらには燃料,屋根材等の供給源として当時の農民生活にとって必要不可欠の存在であった。奈良盆地の平地農村では大和高原・金剛山脈等,周縁山地に数か村持の入会山¹⁾あるいは一村持の村山をそれぞれの集落や耕地から離れて所有し,これを村落共同の採取地として利用した。入会山の起源に関しては画一的に論ずることはできないが,古島敏雄は中世末から近世初期にかけて耕地の拡大にともない,それまで名主的経営のもとに隷属していた下人層の本百姓化が進行し,名主の私的所持のもとにあった山林原野は次第に本百姓による共同利用地に変質したことを述べている²⁾。入会山は原初的には入会数か村の共同利用すなわち総有であって,この利用形態を法学上は総手的共有と呼んでいる。もともと山林原野は入会権を有する数か村または一か村全体の所有であり,生活空間の中でその構成要素としての役割を果たしていた。今日,奈良盆地周縁山地の入会山あるいは村山が中世末から近世初頭にかけて,いかなる形態をとっていたかを史料の上から明らかにすることは困難である。奈良盆地は乏水性の小河川に灌漑を依存しなければならなかった地域のこととして,当然水利との関係が考えられるし,また神社の境域であった山林原野が入会化したものもあったように察せられる。

このような総有的形態をとってきた入会山も近世に入ると次第に山割が進行する。原田敏丸によると,羽前・信濃・越後・越前・近江・攝津・播磨・安芸8か国にわたる山割75例のうち,慶安から元禄年間(1648—1703)21例,宝永から宝暦年間(1704—1763)21例,明和以降(1764—)33例があるという³⁾。さらに氏は山割制度の発生原因として村内各戸の相続維持ないし零落防止のためと村中持山の立毛を保護育成するための2点をあげている。奈良盆地周縁山地における入会山のうち,すでに山割の年代が明らかな例についてみると,穴師川上流の巻向山(桜井市)240町が式上郡辻・太田・草川・備後・初利⁴⁾・穴師・東田・大豆越・式下郡檜垣の9村に山割されたのが寛文12年(1672)⁵⁾,菩提山川上流の大木山(奈良市)60町が添上郡石川・白土・蔵之庄・森本・檜・中城の下郷6村に山割されたのが天和2年(1682)⁶⁾で,前例に伍して時代としては比較的早いことを物語っている⁷⁾。巻向山・大木山の山割はいずれも村別割(大分け)と同時に戸別割(小分け)を

* 地理学研究室



第1図 近世における奈良盆地周縁の入会山

- 入会林野をもつムラおよび飛地領域に林野をもつムラ
図中の番号は第1表の番号と一致する。
- △ 領域に林野をもつムラ
- × 領域に林野をもたないムラ

第1表 近世における奈良盆地周縁の入会山

番号	入会山	面積 (町)	地籍(町村制施行時)	入会権を有するムラ	ムラ数
1	鎌研山	100	芝辻, 油阪	芝辻, 油阪	2
2	高円山	142	紀寺, 京終, 肘塚, 高畑	紀寺, 京終, 肘塚, 高畑	4
3	四ヶ郷山	106	西九条	西九条, 東九条, 杏, 八条	4
4	鉢石山	32	南永井, 北永井, 出屋敷, 神殿	南永井, 北永井, 出屋敷, 神殿	4
5	大木山(下郷)	60	石川	石川, 白土, 中城, 森本, 蔵之庄, 檜	6
6	高橋山(下郷)	243(上郷を含む)	櫛本, 岩屋谷	櫛本, 横田, 北柳生, 新庄, 櫛枝, 田部, 別所, 喜殿, 上総, 小田中, 指柳	11
7	巻向山	240	辻	辻, 太田, 草川, 備後, 初利, 穴師, 東田, 大豆越, 桧垣	9
8	三輪山	23	三輪	三輪, 箸中, 茅原, 金屋, 芝	5
9	栗原山	150	栗原	栗原, 下り尾, 忍阪, 赤尾, 外山, 栗殿, 桜井, 河西, 谷, 上之宮, 川合, 新堂, 大福, 西之宮	14
10	耳成山	15	木原	木原, 山之坊, 常盤, 石原田, 新賀, 葛本, 北八木	7
11	畝傍山	42	吉田, 山本, 畝傍, 洞, 大谷, 慈明寺	吉田, 山本, 畝傍, 洞, 大谷, 慈明寺, 寺田, 大久保, 今井, 御坊, 四条, 小泉堂	12
12	高取山 (吉野郡を除く)	395	---	栢森, 稲淵, 祝戸, 上子島, 下子島, 清水谷, 上土佐, 下土佐, 観覧寺, 木殿, 上平田, 下平田, 阿部山, 大根田, 栗原, 桧前, 御園, 森, 佐田, 真弓, 地之窪, 越立部, 久米	24
13	超昇寺山	66	山陵, 歌姫	山陵, 歌姫, 山上, 西畑, 超昇寺, 常福寺, 門外	7
14	秋篠山	107	秋篠, 中山, 押熊	秋篠, 中山, 押熊	3
15	興留山	105	興留	興留, 阿波, 高安, 幸前	4
16	三吉山	24	三吉(大垣内, 赤部, 齊音寺)	大垣内, 赤部, 齊音寺	3
17	万歳山	63	竹内	竹之内, 長尾, 木戸, 尺土, 当麻, 今在家, 勝根, 市場, 野口, 池田, 岡崎, 大谷, 五位堂, 鎌田, 磯野, 築山	16
18	葛城山	86	山口, 平岡, 笛吹, 梅室, 南花内, 山田, 林堂, 忍海, 脇田	山口, 平岡, 笛吹, 馬場, 梅室, 南花内, 山田, 林堂, 忍海, 脇田, 西辻, 薑	12
19	米山	160	関屋	関屋, 多田, 豊田, 名柄, 西寺田, 東名柄, 増, 宮戸, 森脇, 檜原	10

ともなっている。それはむしろ戸別割を前提としての村別割であったというべきであろう。しかしながら山割は以後、次第に個人有化に向うものであるにしても、当初はそれぞれの入会山の規定にもうかがえるように実質において総有と異なる大きな制約が付随していた。

山割の外に、入会山を解体化させたものに村々の入会権の放棄、すなわち上り山がある。粟原川上流の粟原山^{おぼらやま}（桜井市）150町にもともと入会権をもっていた14村のうち、比較的に入会山から遠く離れていた十市郡大福・西之宮・新堂・桜井・上之宮・谷・河西・式上郡川合の8村は明暦から享保年間（1655—1735）に相ついで入会権を放棄した⁹⁾。経済的効果をめぐって山年貢の負担と入会山までの距離の間に保たれていたバランスに変化をきたした時代的背景がうかがえる。

このような入会山解体の一般的傾向の中において高橋山（奈良市・天理市）243町のように村別割はしたものの総有的形態を近代にまで存続させた例がある。高橋山は高瀬川の上流に展開する上郷9村、下郷11村（添下郡横田・北柳生・櫛本・櫛枝・山辺郡新庄・田部・別所・喜殿・上総・小田中・指柳）の入会山⁹⁾で、前時代の形態を受けついで大正10年（1921）に設立された「添上郡櫛本町外三ヶ町村高橋山共有組合」¹⁰⁾が昭和38年（1963）に解散するまで古典的利用形態を残存させた。

本稿は最近、調査した鉢石山（奈良市）の山割に関する史料を紹介するとともに入会山をめぐる村々を連らねる地域集団（山郷）の歴史的地理的意義を明らかにしようとするものである。

1. 地域の概観

鉢石山32町は能登川・岩井川の上流に広がる添上郡南永井・北永井・出屋敷（清水永井）・神殿4村共有の入会山であった。明治初年における地租改正にともなって全国的に入会山の所属地籍が決定された。「御成規ニ依テ地所々属村取極メル可キ旨、堺県庁ヨリ御達ニ付、八ヶ村示談ノ上、立会ノ名義ヲ廃シ、辻村ノ所属地ト取極」¹¹⁾めた巻向山の例によっても明らかのように地籍が山元（箱本）村に統一された例もあり、また村別割された村ごとに分割された例もある。鉢石山の場合は後者に属し、その地籍は明治22年（1889）

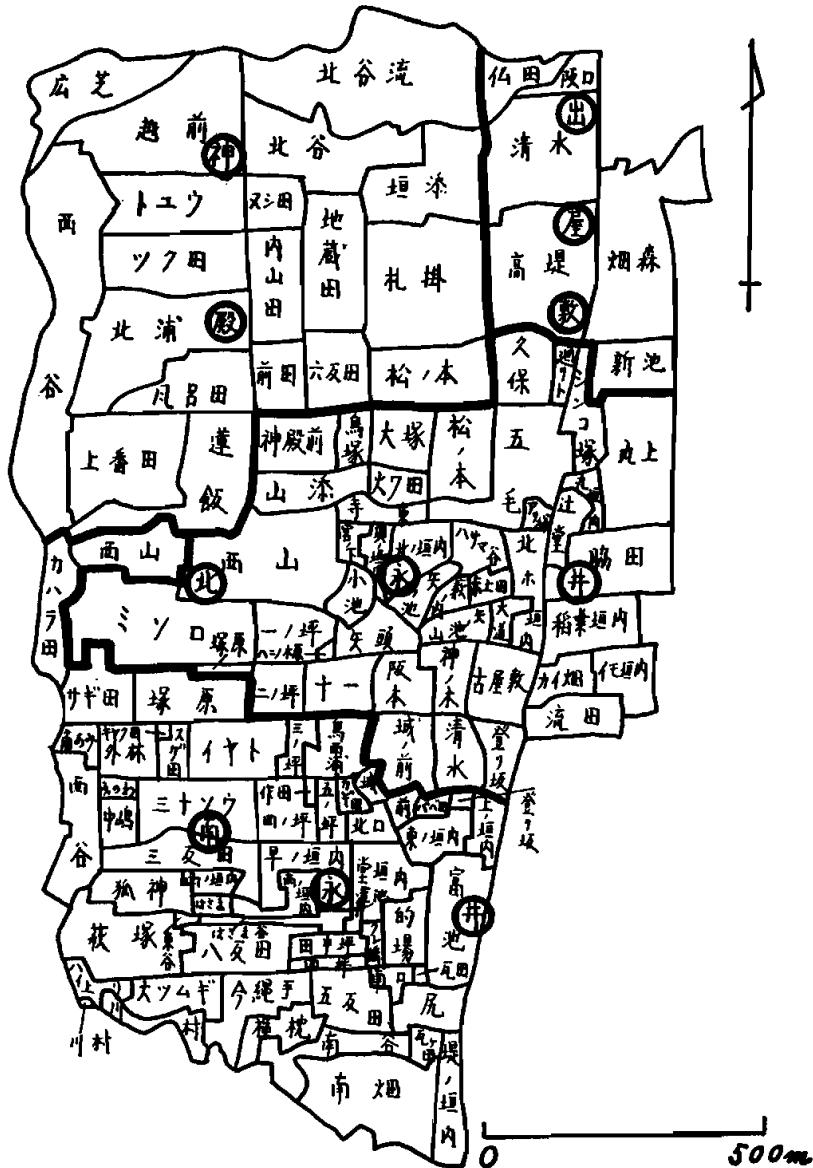
第2表 鉢石山の山郷

村名	面積 (町)							戸数	人口
	田	畑	宅地	池沼	山林	雑種地	合計		
南永井村	35.0920	2.0724	2.6227	1.6417	8.9400	2.2315	52.6213	58	262
北永井村	35.2001	2.6220	2.7205	2.4708	8.8909	2.5308	54.4421	53	304
出屋敷村	11.5515	1206	1.1213	1.0710	2.7008	1.5312	18.1104	30	167
神殿村	47.1611	1.9604	2.1304	2.9503	11.4718	2.7001	68.3811	50	299
計	129.0117	6.7824	8.6019	8.1408	32.0105	9.0006	193.5619	191	1032

（明治21年〈1888〉奈良県町村制施行材料取調書より）

の町村制を前にして4村に区分されていた。そのため鉢石山は今日でもなおそれぞれ4村（大字）の地籍に属し、飛地を形成している。町村制施行にともなって南永井・北永井・出屋敷・神殿の各本村は他に北之庄村を合せて明治村という行政村を構成し、昭和30年（1955）、奈良市に編入されるまで存続した。いっぽう、鉢石山は東市村¹²⁾の領域に含められ、本村とは行政村を異にした。このように本村と入会山とがそれぞれ別個の行政村に編入された例はかなり多く、所々に地域における生活空間の分断が起ったが、両者の関係が断ちがたい場合には明治行政村に飛地をかかえる結果を招来した¹³⁾。

中世における岩井川・能登川の水利については中村吉治¹⁵⁾、宝月圭吾¹⁶⁾の研究がある。岩井川・能登川に引水権を有したのは神殿庄・三橋庄・四十八町庄・越田尻庄・波多森新庄・京南庄の6庄で、用水の統制は興福寺が行なった。引水期間は神殿・四十八町・波多森新・京南の4庄では7昼夜、三橋庄では5昼夜、越田尻庄では4昼夜とおおよそ定まっていた。神殿庄・三橋庄が水主庄園として他庄に優越した先取特権を保持していた。6庄のうち今日その位置が明らかなのは神殿・波多森新・三橋の3庄のみでその他は種々、推定されているが明らかでない¹⁶⁾。波多森新庄は長井新庄とも呼ばれ、今日、出屋敷領域に畑森の小字名を残していることからしても、南永井・北永井・出屋敷の3村であることには疑問の余地がない。今日、能登川の河水を古市の蛭子にある井手から引水し、3村は互



第2図 南永井，北永井，出屋敷，神殿の領域と小字名

いに井手郷集団¹⁷⁾を形成している。3村内部の分水は籠池（出屋敷領）の西南隅で分水石によって行なわれていて、溝幅の比率は南永井2，北永井2，出屋敷1と、それぞれ水田面積に対応している。神殿庄は神殿なる村名を残していることからこれと結びつく。神殿井手は永井井手のやや下流、同じく古市の野神にあって単独に引水している。能登川沿いの永井・神殿の両井手の位置は多少、移動しているとしても、ほぼ中世以来の引水路をそのまま受けついでいるように思われる。

中世後期、奈良盆地は衆徒、国民が相互に勢力拡張をはかり、「互ニ迫合、弱キヲ旗下ニメ、彼方此方ト挑ミ合」¹⁸⁾う状勢であった。『和州十五郡衆徒神人郷土記』¹⁹⁾によれば、長井吉村小兵衛、長井伊豆守・長井西殿・長井胤順・長井但馬胤舜等の名が記載されている。長井氏ははじめ古市氏に属していたが、古市氏が永禄13年（元亀元年）〈1570〉に滅亡してからは筒井氏の麾下に属した。長井氏はこの地に館を構えて割拠し、神殿をもその勢力下に収めていたことが神殿庄の算田帳²⁰⁾からもうかがえる。長井氏の館址は、南永井・北永井両領域にかけて残る城ノ前の小字の中にもとめられ、今日も残る三角形の盛土の箇所はかつての館の一部と考えられる。城ノ前を中心に東ノ垣内・早ノ垣内・西ノ垣内・堂垣内（以上、南永井領域）・古屋敷（北永井領域）の小字名が周囲に見られ、さらに的場・ババ田の小字名が分布することによって、かつての豪族屋敷村の範囲が推定できる。このことは永井3村の中で南永井村がもっとも古く、本郷であることを示し、北永井・出屋敷両村とも南永井村の枝郷であるとする『大和史料』の記載とも一致する。

2. 鉢石山の山割定目

鉢石山の起源については前述した岩井川・能登川の水利をめぐる6庄のうちの波多森新庄をめぐる関係か、または長井氏の勢力圏としての南永井・北永井・出屋敷・3村の関係にもとめられるように思われる。しかしながらその成立由来を物語る史料は欠如し、鉢石山の起源を明らかにすることはできない。ただ鉢石山周辺に京終・紀寺・肘塚・高畑・古市・横井・東九条・西九条・八条・杏等付近各村の入会山あるいは村山が同じように飛地状に分布していることをどのように考えればよいであろうか。いずれにしても近世以前にさかのぼってその起源をもとめなければならぬ点では鉢石山も同様であり、一連の歴史的地域を背景としての形成とみるべきであろう。

波多森新庄を継承した永井村は近世初頭にはまだ村切れされていなかった。寛永期のものと思われる高附帳²¹⁾によれば永井村としてまだ一本化されている。承応元年（1652）になって永井村と出屋敷村に両分されていることがわかるが²²⁾、出屋敷村が現在の大字出屋敷を指すのか、大字北永井を指すのか明らかでない。しかし、今日の大字南永井と大字北永井の水田・畑面積等がほぼ等しいことは村切れに際して領域を均分したことを物語っている。したがってこの出屋敷村は今日の大字出屋敷にあたり、この段階では永井村の中にはまだ南永井・北永井の両村を含んでいたと考えるのが至当であろう。延宝4年（1676）には南永井・北永井両村はすでに村切れされ、出屋敷村を含めて3村ともそれぞれ受検単位村となっていた²³⁾。

鉢石山が史料の上に初めてあらわれるのは延宝6年（1678）である。この時には鉢石山はまだ山割されず、南永井・北永井・出屋敷3村によって総有される入会山であった。神殿・紀寺・京終・肘塚等の各村山と境界を接し、入組んでいたため永井山の範囲を明らかにしなければならなかった。この時代にはいわゆる鉢石山の中にはまだ神殿山は含まれていなかった。

字鉢石山



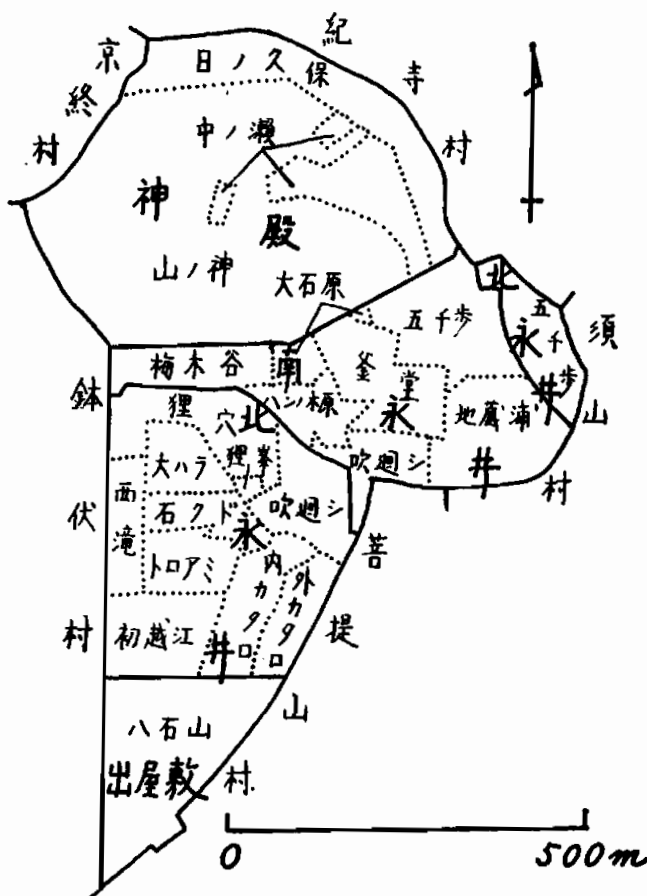
第3図 本村と鉢石山の位置

一山売ケ所 式百六拾五間 西東ならし
 四百間 北南ならし
 内四分 柴山 永井三ヶ村中
 内六分 はげ山

右者、往古々無年貢山永井村付ニ持来仕候得共、他領入組ニ而御座候ニ付、今度地引仕申通、少茂相違無御座候、為後日如件、
 延宝六年午九月
 御奉行様

南永井村・北永井村・出屋敷村庄屋、年寄連判(名省略)
 (南永井区有文書)

永井三ヶ村山に神殿山が加えられて四ヶ村山となったのは元文6年(1741)をさかのぼる数年前であった。4村とも当時、幕府直領であったため林野のブロック形成がもたらされたものと考えられる。その際、割合は出屋敷村0.116、南永井・北永井・神殿の3村は残りの0.884を3等分して、それぞれ0.295弱の分け立会とした。鉢石山



第4図 鉢石山の村別割と小字名

の村別割(大分ケ)は翌、元文6年(寛保元年)〈1741〉に行なわれた。延宝4年(1676)以前の永井3村の村切れによって各村の独立性が強くなり、村別割に進行するにいたったと考えられる。

四ヶ村立会山訳(分)中固之事

- 一 四ヶ村立会鉢石山之儀、先春、四ヶ村立会ニ而、老歩老厘六毛ハ出屋敷村、残りハ南永井村北永井村神殿村三ツ割之立会ニ而持来り候得共、此度四ヶ村相談仕、老村切ニ訳ケ申積リニ御座候得共、惣山ニ而出屋敷村老歩老厘六毛之割方難成候ニ付、惣山之直段ヲ積リ、四ツニ割置闕ニ仕、老ツ分出屋敷村江遺シ申、老歩老厘六毛之割方を引残り候得ハ、老歩三厘四毛有之候得ハ、四ツ老分之山を遺、其半分を取返し候得ハ、九毛之過ニ而御座候、此九毛をハ置礼之銀高ニ而九毛之銀三ヶ村へ出シ候得ハ、尤備所ニ而損徳可有之候得共、置闕ニ仕候得ハ、少茂損徳無之候得ハ、此通ニ無異儀山訳ケ可仕約束之事、
- 一 出屋敷村、九毛之差引銀ハ永井式ヶ村神殿村三ツ割も判取可申事、且又出屋敷村無闕之訳候老歩式厘五毛惣山へ打込、三ヶ村庄屋年寄組頭立会及買徳不ろく無之様闕取ニ仕、三ツ割ニ割取可申約束ニ御座候、尤立毛ニ上下御座候得ハ、此義ハ銀ニ積リ銀訳ニ仕候約束之事、

右之通、山訳仕候契約ニ御座候、若シ山へ参候節、不参仕跡ニ而何角と申者有之候歟、又ハ山ニ而も損徳無之事を我儘申者有之候者、其村へハ山訳割遺申間敷候、其時縦少々理(利)潤御座候共申分相立申間敷、固之事惣而山へ参リ互ニ相談づくニ可仕候、為後日四ヶ村惣連判仍而如件、

元文六^{辛酉}年二月

北永井村・南永井村・西永井村・出屋敷村・神殿村各庄屋・年寄・組頭連判(名省略)

(南永井区有文書)

村別割の方法は全体を4分の1に分割して、その1つすなわち0.25の割合を南永井・北永井・神殿の3村に与え、場所はいくじによって決定するものであった。ただ出屋敷村については0.116の割合を全体の中からとることは困難であったから0.25の半分である0.125が与えられた。それでも0.116との間に0.009の超過があり、この分については3村に対し銀納することが決められた。また剰余の0.125については3村が平等に分割することになり、これによって4村の割合は3村ともそれぞれ0.292強、出屋敷村のみは0.125となり、総有段階における割合が保持されることになった。このような割合が何を基準として決められたかを明らかにする史料は存在しないが、村高割によるものと考えられる。いずれにしてもこの史料は総有形態より山割の第一段階である村別割に移行する過程を示している。なお西永井村は南永井村の枝郷で、村としての独立性は強かったものの最後まで受検単位村となるにいたらなかった。

寛保3年(1743)には4村間に具体的な山割定書が契約されている。概してこの種の山割に関する史料は奈良盆地には今日、あまり多く残っていない。

覚

- 一 此度相談相極リ鉢石山四ヶ村江領分ヶ仕、老村持ニ山分ヶ仕候処、左ニ書付申候事、
一 字内加とろ
一 同外かとろ

メ右立会相改候境目定杭之通

右者出屋舖(敷)村持山也

- 一 字外加とろ
- 一 はつこゑ
- 一 前石
- 一 瓦尾鹿野園山境迄
- 一 吹廻シ
- 一 東金坊次山境大石江之道筋を東之方
 メ右立会相改候境目定杭之通
 右者北永井村持山也
- 一 字吹廻シ
- 一 東金坊
- 一 首ヶ谷
- 一 大石ヶはら鹿野園山境迄
 メ右立会相改候境目定杭之通
 右者南永井村持山也
- 一 字松谷記（紀）寺山境迄
- 一 桜ヶ谷
- 一 大石北はら
 右岩井川山ノ神鹿野園山境迄
 メ右立会相改候境目定杭之通
 右者神殿村持山也
 右之通四ヶ村江山分ヶ仕、熟談相済申候処実正也、依之自今山堅メ仕置、左ニ書付申候事、
- 一 鉢石山之儀者前々立会山ニ而在之候ニ付、致度立木并下苅仕売払候義茂度々在之候得共、右山ニ柴木其外諸算用等、四ヶ村小百姓迄無高下判渡シ諸算用ニ付、毛頭申分無之候事、
- 一 出屋舗（敷）村山之内ニ而壱反歩四ヶ村柴置場仕候事、
 尤山廻り藤助家下之外
- 一 柴木等猥ニ盗取候を見付次第ニ其者を為過怠米壱斗取之、見付候者江褒美ニ相渡シ申候、尤見付候て茂見のかしニ仕候輩在之候ハ、縦へ後日其事相知候共、見付候者米壱斗過怠としてこれを出させ、村方江取可申候事、
 山之口明之事
- 一 正月廿一日を同廿五日迄
- 一 二月十六日を同廿六日迄
- 一 八十八夜五日過候て十日之間
- 一 十二月朔日を同十一日迄
 右日限之外者留山ニ而御座候、
- 一 他所之山仕江立山ニ而売候ハ、其訳ケを山之口明候之砌ニ四ヶ村江相断可申候事、
 尤山仕共山入之日を五十日切ニ根倒可仕事、
- 一 山入仕候者ニハ、下ヶ札為致可申候、若下ヶ札無之候者山江来候ハ、吟味之上、右過怠取之可申候、右相極候山入之外、猥ニ出入仕、縦銘々之持山を苅候共、米壱斗宛過怠取之見付候者江相渡シ可申候、
- 一 砂留之儀、壱村持山之義ニ候へ者、此以後壱村切ニ請出シ、村切ニ竹留可仕事、

- 一 於山内倒者在之候ハ、其外他村之山境等ニ付出入以来仕候カ、又ハ四ヶ村内ニ而茂山境紛敷成出入等ニ相成候共、四ヶ村庄屋年寄組頭立会相談之上、随分和談仕下ニ而相済シ可申候、縦銘之村山ニ而無之候共、退キ喜不申ともも情(精)出シ埒明可申候事、
- 一 毎年正月十日、村々庄屋年寄組頭山之境目改ニ参申可申候、尤十日雨天ニ候ハ、十一日ニ参可申候事、
- 右之通相談相極山分ケ仕候上ハ、此以後山之儀ニ付山郷四ヶ村申合候、相談ニ而相堅メ候儀を壱村として破我儘仕候村方茂在之候ハ、右分ケ渡之置候山を取上ケ申約束之事、尤其節一言之義を不申、其村之山を山郷四ヶ村江相渡可申約束実正也、万一相背我儘申候ハ、御公儀江申上御仕置奉願上候事、
- 右之通四ヶ村度々寄会至極熟談之上、山訳ケ相済後々山之仕置等、右ニ書付之通相堅メ可申候、然ル上者四ヶ村惣百姓山持老人茂不殘急度相守可申候、万一相背候而右和談之堅メを破申者在之候ハ、其者之分ケ口之山を取上、四ヶ村江つき出し申約束堅メ実正之事、
- 一 右村之山持百姓江小分ケ之儀、村方相談次第ニ仕、隣郷並を中間敷事、
- 一 砂留場所之儀、神殿村山ハ奥山ニ而砂留ニ仕候芝無之候ニ付、南永井村山東金坊之内、北はしニ而壹反歩神殿村ノ替地を取、此場所式ヶ村芝打場所ニ而御座候、尤芝打場相極置候外ニ而狼ニ芝打中間敷候、且又神殿村山之内興福寺寄進木五本在之候、何時ニて茂差図次第ニ切可申候、尤かれ木在之候共、山郷江一言中間敷候事、
- 右之条之通、四ヶ村急度相守可申候、為後日之取替惣連判仍而如件、

寛保三年亥三月

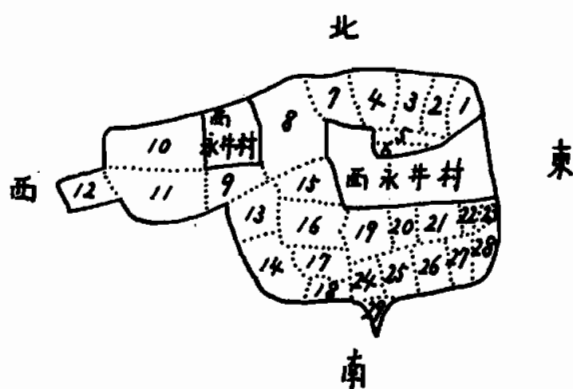
南永井村・南永井之内西永井村・北永井村・出屋敷村・神殿村各庄屋・年寄、組頭連判(各省略)

(南永井区有文書)

先ず村別割(大分ケ)された4村それぞれの村山の四至が示され、その領域が明らかにされている。さらに毎年正月10日には4村の庄屋等が山の境目改めをすることが決められている。この慣行はかなり普遍的で境界線に炭を埋めたところもあった²⁴⁾。それぞれの村山は山割された後といえども村自体が自由に裁量することを許されず、もし違約する村がある時には制裁として山郷に返還すべきことを決めている。山割の当初においては入会山そのものの性格には変化がなく、山郷全体が管理すべきものであるという考え方が根底にあることがわかる。戒能通孝²⁵⁾が指摘するように、数か村を統一してはじめてそれが一個の生活共同体をなしていた時代にあつては入会山のブロック単位自体にその存在意義なり存在価値を認めなければならなかった。

村別割(大分ケ)された村山は内部的に戸別割(小分ケ)されることになる。もともと山割は戸別割を前提とするものであったから村別割と戸別割とは当然、同時に行なわれるものであった。鉢石山の場合、「村方相談次第ニ仕、隣郷並を中間敷事」とし、その方法をそれぞれの村に任せている。戸別割の方法としては高割か家割(棟割)か、年期割か永代割かといったことが問題になるが、ここにおいてはそれは明らかでない。しかし断片的な史料から推定すると本百姓のみを対象とする高割であったように思われる。戸別割された持山はやがて時代とともに私有化の傾向をたどることになるが、山割の当初はいわゆる割山で「売買仕候共、地下ノ外、他所江一円売中間敷候事」²⁶⁾等と部落有的性格が強く、自由な土地所有でないことを示す場合が多い。

村民が入山できたのは山の口明期間に限られていた。山の口明期間は正月の5日間、2月の11日間、八十八夜過ぎの10日間、12月の11日間、農閑期を中心に年間37日間に限られ



第5図 南永井村の戸別割（寛保の頃のものと思われる南永井区有地図より）

- | | | |
|---------------|---------------|-------------|
| 1. 又 平 釜 堂 | 11. 新 八 梅木ノ谷 | 21. 嘉七郎 地藏浦 |
| 2. 平 八 釜 堂 | 12. 忠次郎 梅木ノ谷 | 22. 重次郎 地藏浦 |
| 3. 系 い 五千歩 | 13. 伊 平 ハンノ木原 | 23. 新 平 地藏浦 |
| 4. 甚三郎 五千歩 | 14. 伊三郎 ハンノ木原 | 24. 又 平 吹廻シ |
| 5. 惣三郎 五千歩 | 15. 孫 七 大石ヶ原 | 25. 甚三郎 吹廻シ |
| 6. 政 八 五千歩 | 16. 嘉次郎 ハンノ木原 | 26. 嘉七郎 地藏浦 |
| 7. 善 七 大石ヶ原 | 17. 利三郎 ハンノ木原 | 27. 又五郎 地藏浦 |
| 8. 又市 3口 大石ヶ原 | 18. 庄 作 吹廻シ | 28. 又 平 地藏浦 |
| 9. (記入なし) | 19. 新 八 釜 堂 | 29. 忠 七 吹廻シ |
| 10. 平 八 梅木ノ谷 | 20. 忠 八 釜 堂 | |

ていた。入山に際しては所持できる道具に制限がある場合が多いが、ここにはその規定がみられない。鉢石山では入山には下ケ札の携行を必要とし、違反するものには制裁が加えられることが規定されている。山の口明期間外はたとえ自分の持山であっても枝木の伐採が禁ぜられていたことに依然として実質的には入会山の性格を秘めていた。盗人には手をやいたらしく、見付次第にその者を制裁することを決めている。

樹木の濫伐は洪水の害をまねくため山林保護の触がたびたび出されている。土砂奉行が設置されたのも林野が保護されているかどうかを監視するためであった。「山々の木根をほり候故、川下江砂を押し出し川床浅くなり、大水の時ハ堤切候間、苗木を植立して砂出さる様に²⁷⁾と規定される等、砂留の重要性が説かれている。鉢石山の場合、山割によって一村単位の村山になったことによって、村ごとに砂留を設けることが規定されている。奈良盆地周縁では入会山あるいは村山はそこに源を発する河川に依存する村々と密接に結びつき、用水源確保・水害防止のための水源涵養林としての性格をもつものも多いと考えられる²⁸⁾。

3. 山割後の問題

山割の後も戸別割された持山を勝手に処分することができなかったことは前述したが、やむを得ない場合には村としてこれを届け出ることが義務づけられていた。

乍恐以書付儀御届ケ奉申上候

添上郡

南永井村

一 鉢石山之内

字地藏之原

字東金坊
字大石が原

メ三ヶ所

右者当村近年困窮ニ付、此度鉢伏村弥兵衛方江代銀四百三拾目ニ売渡し約速(東)仕候ニ付、右之段御届ケ奉申上候、何卒御聞届ケ被成下候様御願奉申上候、
以上

文政元年寅十二月廿二日

南永井村庄屋・年寄・百姓惣代連判(名省略)

古市

上砂御奉行様

(南永井区有文書)

文政元年(1818)は奈良盆地一帯は旱魃に見舞われ、岳登り等を行なって雨乞を祈願するほどであった²⁹⁾。したがって経済的に困窮する村が多く、南永井村で鉢石山の三ヶ所を鉢伏村に売却したのもそのためであろうと考えられる。他にもこのような例はあったと考えられるから、山割当初と明治初年との間には入会山の面積や地籍所属等に多少の変動があったことは認めなければならない。

盗伐に関しては前述の山割定目にも取りしまりが規定されているが、その後も跡を絶たず近隣の村々は互いに協力してこれを防ごうとしていたことが知られる。

為取替約定之事

一 当村之山林取持致居候処、近来穢多始メ其外之者共多人数入込相荒候ニ付、此度六ヶ村役人中相談候処、右鉢相荒シ候而者村々難渡仕候ニ付、以後山盗人とらへ候村方者早速御願出可被成候、右訴訟入用万事六ヶ村江割掛ケ可申候、依而右約定書如件、

天保七丙申歳八月晦日

經寺村・神殿村・北永井村・南永井村・横井村・出屋敷村庄屋連判
(名省略)

(南永井区有文書)

当時の農民にとって必要不可欠であった山林原野を所有していなかった村々では山付農村や入会山を所有する村々と異なり、燃料や肥料に不自由を来していたことが想像され、したがって盗伐もまたくりかえされたことがわかる。

村別割によって明らかにされた村山の領域もともすると不明確になり勝ちであった。そのため山の境目改めが定期的に実施されたが、それでもなお境界争いがしばしば起ったことは入会山に関する他の史料の中にも散見している。鉢石山をめぐる天保10年(1839)には直接境を接する神殿・南永井両村の間に山論が起っている。

鉢石山境目書取替也

一此度字鉢石山大石ヶ原下、神殿村南永井村境目紛致候儀ニ付、右当村役人并出屋敷村庄屋吉兵衛立会相改境目致置候通り、大石ヶ原下、九ツの所境目石ふき、夫々下水流の谷切右之通りニ境目相定候処衷正也、然ル上者後々ニ至迄、改石谷水流通り双方共違背申間敷候、依之連判書仍如件、

天保十年亥四月

添上郡神殿村・同郡南永井村山持惣代・年寄・庄屋、同郡出屋敷村庄屋連判(名省略)

(南永井区有文書)

結 語

以上、近世初頭にはすでに形成されていた入会山が近世の山割以後、次第に変質し、解体しながら近代にいたる過程を奈良盆地東北縁の鉢石山に例をとって考察した。入会山としての鉢石山の起源については明らかでないが、中世における一連の歴史的地域を背景として形成されたとみるべきで、入会林野のブロックそのものは近世を通じてなお継承された。鉢石山は原初的には総有形態をとる入会山であったが、元文6年(1741)になって南永井・北永井・出屋敷・神殿4村に山割された。山割は先ず村別割(大分ケ)され、さらに内部的に戸別割されることになるが、村別割はもともと戸別割を前提とするものであった。いっぽう永井3村は延宝4年(1676)にはすでに村切れされ、以後各村は次第に自立・独立し、やがて村別割に進行するにいたったと考えられる。鉢石山をめぐる4村の間に取替わされた山割定目によれば、山割当初においては実質的には入会山と異なる大きい制約が付随していた。村別割は地租改正を経て、明治22年(1889)の町村制以後の地籍の上に残存し、その後も整理されることなく、現在にいたるまでそれぞれの大字の飛地となっている。いっぽう戸別割は時代とともに次第に個人有化に向うものであるが、この点については本稿では触れることができなかった。稿を改めて他日を期したい。

註

1. 中田薫は明治初年の入会または入会類似の関係を(1)村中入会、(2)数村持地入会、(3)他村持地入会、(4)私有地入会・官有地入会、(5)御山・請山の類型に分類している。しかし一般には数村持地入会を入会といっている地方が多い。したがって本稿ではこのうちの第2の型を入会山、第1の型を村山としてとりあげた。また原田敏丸は山割を主として前記した第1の型、即ち一般に惣山とか村中持山と称せられる山の利用形態としているが、本稿は全国的には比較的少ない村別割(大分ケ)を中心に述べることにした。(中田薫：『村及び入会の研究』、原田敏丸：『近世入会制度解体過程の研究』)
2. 古島敏雄：『日本林野制度の研究——共同体的林野所有を中心に——』1955, pp. 10~11.
3. 原田敏丸：『近世入会制度解体過程の研究』1969, pp. 70~77.
4. 備後・初利両村は明治9年(1876)合村して叁野内村となった。
5. 『大三輪町史』1959, pp. 338~345.
6. 『大和郡山市史』1966, pp. 475~478.
7. 原田敏丸：大和における近世の山割史料、徳川林政史研究所研究紀要(昭和45年度), 1970.
8. 『桜井町史』1954, pp. 414~418.
9. 『天理市史』1958, pp. 243~245.
10. 組合規約第14条に「前条ノ支出額収入額ニ超過スルトキハ前条積立金ヲ以テ之ニ充テ、仍不足ヲ生スルトキハ左ノ割合ニ依テ関係町村ニ分賦ス」とあって、次の割合が記されている。
 樺本町29.57(大字樺本29.57)
 治道村28.63(大字横田13.32, 大字新庄8.81, 大字樺枝6.50)
 丹波市町14.80(大字田部7.37, 大字別所7.43)
 二階堂村27.00(大字喜殿7.20, 大字指柳7.66, 大字上総6.27, 大字小田中5.87)
 北柳生村は明治8年(1875)横田村に合村
11. 『大和國式上郡辻村外七ヶ村』為取替証書』明治15年(1882)
12. 東市村のうち、大字白峯寺のみは大正14年(1925)に、その他は昭和26年(1956)に、それぞれ奈良市に編入された。
13. 万歳山は昭和31年(1961)まで北葛城郡陵西村の飛地であった。以後、万歳山は当麻村(町)、

本村は大和高田市にそれぞれ編入された。

14. 中村吉治：『中世社会の研究』1939, pp. 90~167.
15. 宝月圭吾：『中世灌溉史の研究』1950, pp. 176~216.
16. 越田尻庄については古市付近にあてる説が有力である。四十八町庄を東九条, 京南庄を京終付近にそれぞれあてる説があるが明らかでない。
17. 堀内義隆：奈良盆地における水利集団の分布と水利秩序について, 地理学評論43の3, 1970.
18. 『大和記』(続群書類従20輯下, 巻596)
19. 『和州十五郡衆徒神人郷土記』(奈良県立図書館所蔵)
20. 『大和志料上巻』所収, 大乘院古文書(康正2年<1456>)
21. 南永井区有の高附帳に1178石8斗, 木田内記知行, 永井村とある。
22. 承応元年(1652) 添上郡永井村, 出屋敷村の免状には合せて1178石8斗とある。
23. 延宝4年(1676) 添上郡南永井村の免状には630石6斗2合となっている。元禄15年(1702)の大和国郷帳(大和志料上巻)には南永井村630石6斗2合, 北永井村620石2斗2升7合, 出屋敷村223石2斗1升3合とあり, いずれも幕府直領であった。
24. 『平城村史』1971, pp. 369~370.
25. 戒能通孝：『入会の研究』1943, pp. 400~404.
26. 『石川村万覚之帳』天和2年(1682)(『大和郡山市史』より)
27. 『山林保護触出し覚』石川村, 年代不詳(『大和郡山市史史料集』より)
28. 喜多村俊夫は用水入会で同じ河系に沿う多数の村々が, 用水源の確保のために共同管理の目的からその上流地域に入会山を所有する例のあることを指摘している。(『歴史地理』新地理学講座第7巻, 第5編第16章第59節)
29. 青木滋一：『奈良県気象災害史』1956, pp. 255~256.

本稿は人文地理学会第45回歴史地理部会に「近世における入会山と平地農村」と題して発表したものの一部を訂正加除したものである。

Summary

The origin of Hachiishi-yama, a common forest among four farming communes which is located on the north-eastern corner of the Nara basin, has not been yet clarified. It is said, however, its system as a common forest, had been formed already in the middle ages with a certain historical territory corresponding to the areas of those communes. Originally, Hachiishi-yama had not been divided among either communes or farms, but it was considerable long time so-called "joint property". In 1741, it was divided among four communes-Minaminagai, Kitanagai, Deyashiki and Kodono, and then respective parts were allotted to farms in the commune. After Nagaimura had been separated into three smaller communes-Minaminagai, Kitanagai and Deyashiki, they had their own shares in the former "jointly held forests". According to the agreement done later by related four communes, however, the new system was not so different from the former one i. e. "joint property", because it was not put to a free use by each commune or farm. The division of the forests influenced on the "Land register" after 1888 when new town and village system was carried out. Since that time, the allotment of each commune has become its exclave on the one hand, and the allotment of each farm had gradually turned into individual property on the other.